

八千代町イメージキャラクター「八菜丸」着ぐるみ使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八千代町イメージキャラクター「八菜丸」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用の範囲)

第2条 着ぐるみを使用できる範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町及び公的機関の行う事業であること。
- (2) 地域振興のための事業であること。
- (3) その他町長が承認するものであること。

(使用の承認)

第3条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ八千代町イメージキャラクター「八菜丸」着ぐるみ使用承認申請書（様式第1号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請を行った者に対し、承認をしたときは八千代町イメージキャラクター「八菜丸」着ぐるみ使用承認通知書（様式第2号）を、承認をしなかったときは八千代町イメージキャラクター「八菜丸」着ぐるみ使用不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(使用の制限)

第4条 第2条第2号に定める範囲であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承認しないものとする。

- (1) 営利を目的として使用するとき、又は使用のおそれのあるとき。
- (2) 特定の個人又は団体の宣伝に用いるとき、又は用いるおそれのあるとき。
- (3) 政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (4) 対象を特定し、又は限定して使用するとき、又は使用のおそれのあるとき。
- (5) 八千代町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (6) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (7) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (8) 着ぐるみが使用できない状態にあるとき。
- (9) その他町長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

(貸出し等)

第5条 貸出に係る料金は、無料とする。ただし、着ぐるみの運搬等に係る経費は、使用者の負担とする。

2 貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、町長が特に必要と認められた場合は、この限りでない。

3 使用者は、貸出しを受ける着ぐるみの使用に問題がないことを確認すること。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第3条第2項の規程により承認を受けた用途のみに使用し、使用期間を遵守すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (3) 着ぐるみの使用が終了したときは、八千代町イメージキャラクター着ぐるみ使用状況報告書(様式第4号)に使用状況写真等を添付して返却しなければならない。
- (4) 雨天時には、着ぐるみを屋外で使用しないこと。また、屋外で使用中に雨天となった場合には、速やかに屋内に退避し、着ぐるみの汚損等を除去し清潔に保つこと。
- (5) 着ぐるみ装着者は、頭をタオル等で覆い、Tシャツ等の肌着を着用し、手には軍手等を着用すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか着ぐるみが汚損しないように努めること。
- (7) 着ぐるみの脱着は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (8) 着ぐるみ装着者は、装着中に声を発しないこと。
- (9) 着ぐるみ装着中は、必ず1人以上の補助者を付けること。
- (10) その他町長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第7条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の使用は承認しないものとする。

2 前項に定める場合において、使用者に損害が生じても、町長はその責めを負わないものとする。

(原状回復)

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、申請者はこれに従わなければならない。

(承認者の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者に生じた被害、使用者が第三者に与えた損害その他着ぐるみの使用に伴い発生した事故等の責任については、使用者に帰属し、町長は一切その責めを負わないものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。